

第1回守口市すこやか幼児審議会議事録

開催日時	平成27年7月3日（金）午後5時30分から	
開催場所	市民保健センター 第2、3会議室	
議 題	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題 会長及び副会長の選出について 会議の公開について 傍聴の取扱いについて 会議録の作成について 守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）について（諮問） 守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）に関する審議</p> <p>(3) その他 今後の会議日程について</p> <p>(4) 閉会</p>	
出席者	委員	13名出席
議事の内容		
事務局	<p>定刻になりましたので、第1回守口市すこやか幼児審議会を開会させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、西端市長よりご挨拶をいただきます。</p>	
市長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>ただいまご紹介をいただきました守口市長の西端でございます。守口市すこやか幼児審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>平素は幼児教育、児童福祉の分野をはじめ、本市行政各般にわたりまして皆様方には深いご理解と、そしてご協力を賜わっておりますことを心から厚くお礼を申し上げます。</p> <p>また、この度は当審議会の委員のご就任をお願いいたしましたところ、公私何かとお忙しい中、快くお受けいただきましたことを重ねて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、少子化や核家族化の進行、就労する女性の増加など、社会状況の変化に伴って、子育てに関するニーズはますます多様化、複雑化の様相を呈しております。</p> <p>このような中、在宅で子育てを行う家庭への支援も含めたさまざまなニ-</p>	

事務局	<p>ズに応じていくためには、公立幼稚園と公立保育所の規模やあり方を見直すとともに、民間事業者の活力を最大限に活かす取組みを一刻も早く実施しなければなりません。</p> <p>本日、審議をお願いいたします基本計画（案）は、新たな認定こども園制度など、本年度からスタートした子ども・子育て支援新制度を活用し、スピード感をもって市民の皆様のご期待に沿うよう作成したところでございます。</p> <p>委員各位には、なにとぞ本市の現状を賢察いただき、子どもたちの健やかな成長の観点からご意見を賜われますようよろしくお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>市長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、守口市すこやか幼児審議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。名簿順にご紹介をさせていただきます。</p> <p>1号委員、市議会議員、池嶋一夫様。 同じく1号議員、市議会議員、江端将哲様。 同じく1号委員、市議会議員、杉本悦子様。 同じく1号委員、市議会議員、高島賢様。 同じく1号委員、市議会議員、竹嶋修一郎様。 同じく1号委員、市議会議員、西田久美様。</p> <p>続きまして、第2号委員、学識経験者、大阪府立大学人間科学部教授、関川芳孝様。</p> <p>同じく2号委員、学識経験者、ふじ総合法律会計事務所弁護士、田島義久様。</p> <p>続きまして、第3号委員、市民公募、下里知美様。 同じく第3号委員、市民公募、杉岡佐緒理様。 同じく第3号委員、市民公募、寺原抄弥香様。 同じく第3号委員、市民公募、吉井圭子様。</p> <p>第4号委員の守口市主任児童委員の森様は、今、こちらのほうに向かわれている途中というご報告をいただいております。</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 こども部長、大西でございます。 続きまして、こども政策課、辻本主任でございます。 同じく、こども政策課、瀧口主任でございます。 同じく、こども政策課、小藤主査でございます。 同じく、こども政策課、山下でございます。</p>
-----	--

	<p>続きまして、こども部保育・幼稚園課、大西課長でございます。</p> <p>同じく、保育・幼稚園課、松原課長代理でございます。</p> <p>同じく、保育・幼稚園課、岩崎主任でございます。</p> <p>同じく、保育・幼稚園課、兒玉幼稚園係長でございます。</p> <p>同じく、保育・幼稚園課、表保育係長でございます。</p> <p>同じく、保育・幼稚園課西保育所、石丸所長でございます。</p> <p>同じく、保育・幼稚園課やくも幼稚園、東園長でございます。</p> <p>最後に、私、こども政策課長、古川でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本日は、第1回目の会議でございますので、会長が選出されるまでの間、議事はこども部長を仮議長として進めさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、部長、議長席のほうへお願ひします。</p>
仮議長	<p>それでは、会長選出までの仮議長を務めさせていただきますこども部の大西でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議題に入ります前に、本日の配付資料につきまして、事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>事務局、お願ひします。</p>
事務局	<p>今回の資料は全部で5種類あります。</p> <p>まず、資料 1 は1枚ものの座席表です。</p> <p>次に、資料 2、こちらは両面印刷の1枚もので、「守口市すこやか幼児審議会条例」でございます。</p> <p>続きまして、資料 3 ですが、1枚もの、「平成27年度守口市すこやか幼児審議会委員名簿」でございます。</p> <p>資料 4、こちら1枚もの、「守口市すこやか幼児審議会の傍聴について」でございます。</p> <p>最後に、資料 5 は冊子ものの資料で、「守口市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画(案)」でございます。</p> <p>以上、5点が本日の配付資料です。</p>
仮議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>資料5点、皆さんございますでしょうか。漏れはございませんか。</p>

事務局	<p>それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の出席委員の報告をさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、定数 13 名中 12 名でございます。</p>
仮議長	<p>ただいま、事務局より報告がございました、守口市すこやか幼児審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づきまして、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。</p> <p>それでは、案件に入ってまいりたいと思います。</p> <p>まずは、議題の①でございますが、会長及び副会長の選出を議題といたします。</p> <p>会長は守口市すこやか幼児審議会条例第 4 条第 1 項に、委員の互選により定めると規定されてございます。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>前回の審議会の委員を務められたと聞いておりますし、市会議員で市政のことをよくご存じでいらっしゃるのので、池嶋委員を会長に推薦したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
仮議長	<p>ただいま委員のほうからご提案がございました。皆様、いかがでございますでしょうか。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
仮議長	<p>ご異議がないようでございますので、池嶋委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>では、会長が選出されましたので、以降、議事の進行にあたりましては会長をお願いしたいと思います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>ただいま会長にご指名いただきました池嶋でございます。</p> <p>本日は夕方からということで、大変お忙しい中、すこやか幼児審議会に、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>「少子化」が叫ばれてまして久しいことではございますが、この審議会において今後の守口市の幼児教育につきまして、いろいろなご意見をいただきながら、そのご意見を審議会に反映させていただきたいと思っております。ど</p>

委員	<p>うかよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。</p> <p>副会長の選出でございますが、会長と同様に、副会長も委員の互選により定めると規定されております。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>会長に一任してはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>ただいま委員のほうから、「私に一任」というご提案がございましたが、皆さんはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
会長	<p>よろしいですか。ご異議がないようでございますので、私から副会長をご指名させていただきたいと思ひます。</p> <p>関川委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは、副会長のほうより、一言、ご挨拶をお願ひいたします。</p>
委員	<p>大阪府立大学の関川でございます。</p> <p>今回につきましては、守口市の子どもの最善利益を考えながら、学びと育ちを第一に考えた再編計画を審議したいと考えておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。副会長、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、案件の諮問でございますが、市長より諮問をお受けしたいと思ひます。</p>
市長	<p>守口市すこやか幼児審議会会長 池嶋一夫様</p> <p style="text-align: right;">守口市長 西端勝樹</p> <p style="text-align: center;">諮問書</p> <p>守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）について、貴会議の意見を求めます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ただいま市長のほうから諮問をお受けいたしました。</p> <p>事務局から委員の皆様へ写しを配付させます。この重責を全うできますよう、委員各位のご協力をお願ひをいたしたいと思ひます。</p>

事務局	<p>なお、市長におかれましては、これをおもちゃして退席されますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。市長、どうもご苦勞さまでした。ありがとうございます。</p> <p>皆さん、諮問書の写し行き渡りましたでしょうか。</p> <p>それでは、まず初めに議題2といたしまして、「会議の公開について」お諮りをしたいと思ひます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>会議の公開についてでございますが、当審議会でご審議いただきます事項は、大変市民の皆様のお関心の大きい内容であることから、個人情報をお扱う場合などを除き、原則公開としてはいかがかと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたがお、他の審議会などと同様に、「原則公開」という取扱いでよろしいのではないかとと思ひますが、いかがでございますでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
会長	<p>それでは、原則公開ということにいたします。</p> <p>次に、議題3「傍聴の取扱い」についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、傍聴の取扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料4、守口市すこやか幼児審議会の傍聴についてをご覧ください。これは平成22年度に開催されましたすこやか幼児審議会の取り決め事項でございます。この資料中、(1)の③は、傍聴人数を6人としておりますが、当時は審議会の会場の関係からこのような人数制限を行う規定が盛り込まれておりましたが、今回のすこやか幼児審議会では会場によってはより多くの市民の皆様にお傍聴していただける場合も想定できますことから、具体的な制限人数を定めることをせず、会場や傍聴席の都合、その他必要がある場合に当審議会の会長が傍聴人の人数を制限できることとしてはいかがかと考えております。</p> <p>また、(6)閲覧用資料の項目には、傍聴人に配布資料は持ち帰りを禁じる規定がございますが、傍聴人の利便に供する観点から、持ち帰っていただいてもよいものとし、この項目を削除してはいかがかと考えております。</p> <p>傍聴の取扱いに関しては以上でございます。</p>

<p>会長</p>	<p>事務局のほうから説明が終わりました。</p> <p>傍聴人の取扱いにつきましては、ただいま事務局のほうから提起された点につきまして、そのように取り扱ってはどうかと考えますが、いかがでございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。</p> <p>次に、議題4「会議録の作成について」ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>当会議の会議録につきましては、自由な議論を促すため、会長と委員という表記とし、個別の発言者氏名を伏せた形での全文筆記形式で作成をし、各委員に内容をご確認いただいた上で、公開の対象とさせていただくということでいかがでございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。</p> <p>また、会議録に署名いただく委員につきましては、会長を除く12名の委員さんから名簿の順番で2名ずつお願いをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、本日の署名委員は、江端委員と杉本委員にお願いをいたします。</p> <p>ここで、本日、傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら入室を許可したいと思いますので、暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後5時50分 休憩 午後5時51分 再開</p>
<p>会長</p>	<p>休憩を閉じ、会議を再開いたします。</p> <p>では、資料5「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）」について、事務局より説明を受けたいと思います。</p> <p>基本計画（案）の説明は、1. 本計画策定の趣旨から、一旦、4. 市内の</p>

事務局	<p>民間教育・保育施設の今後の動向までで切り、そこで質疑をお受けし、5. 市立施設の役割から資料編までを説明していただき、質疑をお受けしたいと思います。</p> <p>なお、7. 再編の具体的計画の部分は、まさにこの基本計画（案）の核をなす部分ではありますが、議論には時間も要することですので、本日は説明のみとし、次回の第2回審議会で具体的な質疑、議論をお受けしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から基本計画（案）の、まずは「1. 本計画策定の趣旨」から、「4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向」まで一括して説明を求めます。</p> <p>それでは、お手元の冊子、資料 5「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（案）」をご覧ください。</p> <p>1 ページをお開き願います。この節は、本計画策定の趣旨を述べた部分でございます。近年は、少子化、核家族化の進行をはじめ、女性の就労が一層求められる社会への変化などさまざまな要因から、児童人口は減少傾向が見られるものの、在宅で子育てを行うご家庭も含め、子育てに関するサービスは、質・量ともに求められているという現状認識をまずベースとしております。</p> <p>市といたしましては、これまで待機児童の解消を目指し、また幼児教育の確保に努めてまいりましたが、市立幼稚園の定員割れ、市立保育所建物の老朽化が進行する状況などから、公立施設のあり方の見直しが求められているところでございます。</p> <p>このような中、待機児童の効果的な解消はもちろん、在宅子育て家庭をも含めた全ての子育て家庭への支援の充実、また公立施設としての役割を確実に果たす観点から、公立施設のあるべき姿を再検討し、その集約化を図る。そして、民間事業者の力を最大限に活用することが必要であると考えております。</p> <p>そこで、本年度からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度を積極的に運用することを前提といたしまして、公立施設の再編整備の道筋を明らかにするために、本計画を策定させていただくという趣旨でございます。</p> <p>次に、2 ページをお開きください。2. 民間主体によるサービス提供の推進でございます。この節では、幼稚園及び保育所における運営経費とサービス内容を比較し、私立施設が公費による負担という観点からは少なく済むということ。また、サービス内容でも、私立施設が上回っているという点などから、本市の今後の取組みの方向性を民間主体によるサービス提供としていくことをお示ししております。</p> <p>まず、(1) 運営費における園児1人当たりの公費負担額の比較、これは平成25年度決算ベースでございますが、ここではまず幼稚園の公私間比較を行</p>
-----	---

っております。

2 ページ下段の表をご覧ください。上段の公立幼稚園にかかります人件費や物件費などの運営経費の総額を園児数 258 人で割り、園児 1 人当たりの運営費を出しております。それが年額約 101 万円。次に、同様に、私立幼稚園の場合を見ますと、園児 1 人当たり年額約 70 万円となっております。

私立幼稚園には利用者の世帯の所得によって、国の制度であります就園奨励費補助金が交付されますが、その財源は国と市が負担する仕組みとなっております。また、本市独自の制度といたしまして、保護者補助金制度がございますので、この表の市負担額にはこの保護者補助金も入っております。

これを見ますと、公立が約 90 万円、私立が約 44 万円で、公立が私立の約 2 倍の公費負担であることがわかります。

なお、保護者負担を見ますと、ここには記述はしていませんが、4 歳児、5 歳児と比較いたしますと、公立は月額 1 万 1,000 円、私立では平均して月額約 2 万 6,000 円。これに入学金、その他の経費を負担しておられる状況が昨年度まではございました。今年度におきましては、認定こども園など新制度に移行すれば、公立幼稚園と同様の料金設定となるよう利用者負担を定める市条例を制定し、実際にこの 4 月から 2 園の幼稚園が認定こども園に移行され、その適用を受けております。

また、私立幼稚園につきましても、一定の上限は設けるものの、基本的に公立幼稚園と同レベルの利用者負担となるよう措置をしているところでございます。

3 ページの表をご覧ください。こちらは保育所の公私間比較でございます。公立保育所の運営経費の合計を園児数 1,120 人で割り、園児 1 人当たりの運営費の額を出しておりますが、これが年額約 190 万円。一方、私立保育園では、同様に、約 114 万円となっており、公立が私立の 1.7 倍弱となっております。

公立保育所の運営経費は、国の三位一体の改革によりまして、一般財源化されましたので、いわゆる特定財源ではなくなりましたので、基本的には全額市が負担することとなっております。

一方、私立保育園には、国の運営費計算基準に基づいて、国、大阪府及び市が分担して負担金や補助金を支出しております。最終的に園児 1 人当たりの公費負担額は、公立が約 171 万円、私立が約 93 万円となっており、公立が私立の約 1.8 倍となっております。

次に、3 ページの (2) 保育所の施設整備に要する経費についてでございますが、最近、新築により整備をいたしました守口市立あおぞら保育所では、約 4 億円の経費を市が賄うこととなりました。子どもたちの良好な環境確保には必要な経費でございますが、私立保育園では国や大阪府の財源、事業者負担、市の負担がそれぞれございますが、市の負担という点では私立施設の

ほうが少なくて済む現状です。このような状況から、公立施設を現在の規模で今後も維持し続けることは財政的にも負担が大きいと言わざるを得ません。

次に、(3) 教育・保育サービスの比較についてご説明申し上げます。4ページの表をご覧ください。まず、上の幼稚園についてでございますが、保育時間のうち教育に関する時間は同等でございますが、その後の預かり保育につきましても、公立幼稚園では実施に至っておりません。また、公立は4歳児と5歳児の2年保育であり、私立の3年保育よりも短くなっております。保育所について見ますと、まず保育時間では、公立保育所は、私立保育園の平均的な保育時間に比べまして、2時間ほど短くなっており、0歳児や1歳児の保育を実施していない園もございます。

また、11時間を超える延長保育や休日保育、一時保育、また病後児保育といった特別保育はもっぱら私立保育園で実施をされております。

4ページ下段、(4) 市立幼稚園の状況についてご説明申し上げます。

委員が1名遅れて入室

現在、公立幼稚園は5園ございまして、定員の合計は660人でございますが、この4月10日時点での入園児童数は約3分の1程にとどまっております。資料編に入れてございますが、市教育委員会では、平成21年3月に公立幼稚園の運営に関する基本方針を策定いたしまして、小学校での集団活動へのスムーズな移行の観点から、園の適正規模を1学年当たり少なくとも20人以上とするの方針が出されており、この教育委員会の基本方針の条件に合致しない園が出ているのが現状でございます。後に出てまいります、認定こども園になれば、2号や3号の認定のお子さんとお過ごしことにもなり、集団での経験を培う点でもメリットがあると考えております。

続きまして、5ページをお開き願います。

(5) 市立保育所の状況でございますが、ここでは、先ほど見ていただきましたサービスの比較や園舎の老朽化、維持管理に多額の経費を要することを記述しております。また、公立保育所で私立保育園並みのサービスを提供するためには、人件費や施設改修経費も含めた経費の積み上げになってしまう旨を書かせていただいております。

(6) 本市の取組みの方向性でございますが、ここでは、以上見てまいりましたような公立施設と私立施設の現状、さらには新たな子ども・子育て支援新制度を踏まえ、今後本市がとっていく方向性を定めてございます。具体的には、見てまいりました(1)から(5)までの公立施設の現状のほか、市内の幼稚園や保育園を運営しておられる事業者様の多くが認定こども園への意向を目指しておられますことや小規模保育事業所のように新たな認可事

業も今後も展開していくことなどから、待機児童の解消はもちろん公立施設は果たすべき役割を確実に果たすため、また在宅子育て家庭を含めましたさまざまな子育て支援に必要な財源を確保するため、公立施設の集約化と民間移管及び認定こども園への移行を進めることとしております。

囲み枠に記載してございますとおり、取組みの方向性といたしましては、「1. 就学前の教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とする」「2. 市立幼稚園と市立保育所は、集約化して認定こども園とする」と明記し、民間主体によるサービス提供を図っていくとの方向性を定めております。次に、6ページをお開き願います。

3. 守口市の現状でございます。

ここでは、子どもの人口の動向や教育・保育施設に通う子どもの状況をあげております。

(1) 守口市における就学前子ども人口の状況ですが、表を見ていただきますと、0歳から5歳までの子どもの人口は、平成27年度の約6,000人から平成31年には、約600人の減少が見込まれるという推計でございます。

次に、(2) 教育・保育施設に通う守口市在住子どもの状況でございますが、こちらも資料編の1に細かい数値の表を入れておりますので、それとあわせてご覧いただければと存じます。園児の分布を見ますと、保育所では公立と私立がほぼ同じか、やや私立が多い程度。幼稚園では公立が16%、私立が84%と私立に通うお子さんが多いこと。定員の充足率を見ましても、保育所では、私立が定員を上回る受入れをしていること。幼稚園では、公立、私立とも定員割れではありますが、私立のほうが定員充足率が高いことなどがわかります。

次に、7ページの(3) 待機児童の状況でございますが、これまで公立保育所の民間移管と園舎の建替えの際の定員増により、公立保育所と私立保育園が力を合わせて待機児童の増加に歯止めをかけてきた経緯。しかしながら児童数の減少と定員の増加があったにもかかわらず、待機児童は一定数が存在しているという状況をお示しいたしております。

その下の(4) 市立施設の状況でございますが、公立幼稚園及び公立保育所の直近の入園者の状況や園舎の構造、建築年度、敷地面積などをお示ししております。これを見ていただきますと、幼稚園では、5園中3園で1学年20名を割り込む状況があることや公立保育所でも定員を割り込んでいる状況がわかります。

また、幼稚園、保育所とも建設年度を見ていただきますと、老朽化が進んでいる現状もおわかりいただけるのではないかと思います。

続きまして、9ページをお開きください。

4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向でございます。

ここでは、今後の公立施設のあり方を考える上で、踏まえるべき就学前の

教育・保育を取り巻く新たな動きについて整理をさせていただきました。

(1) 新制度と認定こども園でございますが、この4月から施行されました子ども・子育て支援新制度における子どもの区分、認定こども園と保育所、私立幼稚園との違いなどについてまとめております。

新たな認定こども園制度では、保育所で幼児教育が行われるということ、保護者の就労の状況に左右されず同じ園に通えることなどのメリットがあると考えております。また、特に本市において、認定こども園制度が重要な理由は、待機児童の解消を図りながら、公立施設の集約化をしていくためには、私立幼稚園が認定こども園に移行され、保育ニーズのお子さんの受入れ枠を設定していただくことが不可欠だと考えるからでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

昨年度時点で、市内には私立の施設として保育園が11園、幼稚園が9園の計20施設がございます。今年度の初め、4月には、保育園から9園が、幼稚園から2園が既に認定こども園に移行しております。また、年度途中でさらにもう1園の認定こども園が誕生する予定でございまして、計12か所の認定こども園が今年度中に開設される予定でございます。

私立幼稚園も平成29年度には、全ての園が認定こども園に移行されるべく、現在準備をしておられるという状況でございます。本計画による公立施設の再編整備はまさにこの民間施設の早期の認定こども園の移行が前提となっております。

次に、10ページの中段(2)地域型保育事業の創設について、ご説明申し上げます。

今回の子ども・子育て支援新制度におきましては、認定こども園や保育所、幼稚園などの教育・保育施設だけではなく、従来の認可外保育施設が行ってきておりました保育事業のうち、市が制定する設備や運営に関する基準条例で定める基準を満たす事業を保育を必要とする0歳から2歳までの子ども、いわゆる「3号認定子ども」と申しますが、この保育を行う「地域型保育事業」と位置づけまして、その認可確認を市町村が行うこととされました。つまり、認可事業が増えたということでございます。認可確認を受ければ、特定地域型保育事業として国や都道府県及び市町村からの財源を受けて運営する事業となりまして、そこにあげております4つの事業形態がございます。1つ目は、家庭的保育事業。5人以下の子どもを保育する、いわゆる保育ママがいらっしゃるような事業です。

2番目は、小規模保育事業。6人から19人までの子どもを保育する小さな保育施設でございます。

3番目は、居宅訪問型保育事業でございまして、原則として1対1で保育をする、いわゆるベビーシッターの方による保育でございます。

4番目は、事業所内保育事業で、事業所の従業員の子どもさんと地域の子

	<p>どもさんをあわせて保育する。定員によって一定の地域枠の受入れ定数が決まっております。</p> <p>平成 26 年 5 月 1 日現在でございますけれども、認可外保育施設、これは大阪府に届け出るとい位置づけの施設が 8 か所ございまして、そこで保育を受けていた 0 歳から 2 歳までの子どもの人数は、定員が 111 名に対して、入所児が 85 名でございました。平成 27 年 4 月には、本市では 8 つの施設が上記 2 のいわゆる小規模保育事業でございます。こちらの事業を行う施設というふうになっておりまして、0 歳から 2 歳までの 3 号認定子どもの定員がその横 11 ページの表に書いてございますように、計で 129 名の定員設定がされているところでございます。</p> <p>したがいまして、今後の動きを考える中で、9 ページに書かせていただきました認定こども園、それから 10 ページの地域型保育事業、これらを縦横に活用しながら、しっかりと子どもの保育、また待機児童の解消に努めてまいりたいというのが私どもの考え方でございます。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>説明は終わりましたので、何かご質問やご意見があればお伺いしたいと思います。各節ごとに質疑、あるいはご意見等を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします</p>
<p>委員</p>	<p>本計画策定の趣旨の前にちょっとお聞きしたいことがあるのですが、今回の諮問というのが統廃合がよいか、この中身を、後ろのほうを見ますと統廃合についての園の名前が出たり、この実施計画案が出されているのですが、こういう諮問になっていますけれども、普通、審議会というのは、理念を、考え方をたくさん皆さんから意見を出して、議論してもらって、その議論に基づいて市長が議会などにその実施計画案を出して、それを議会の中で審議するというのが今までの審議会のあり方だったと思うんですけども、今回、もうこんなに具体的にどこの園を何年に統廃合するとか、そういうことまで書かれている諮問案になっているということで、すごく私は違和感を持ったのです。というのも、平成 23 年に審議会が行われたとき、すこやか審議会、私も委員だったのですけれども、市民公募の方たちが言われたのが、「私たちは市民なので、保育所の統廃合や幼稚園の統廃合を言われるのは、すごくかないません」ということを意見の中で言われたのを覚えていたものですから、私たち議会はそういうことを決定する場ですからいいと思うのですが、市民公募の皆さんにその園を潰して、どこをどうするとか、そういう具体的な案まで諮問していいものなのでしょうかというのが私はちょっと疑問に思っているのです、この先にいただいていたこの基本方針を見させてもらって思ったのですけれども、こういうやり方は最近こんなふうになっているのですか。それでこの答申によって、この計画案が変えられるとい</p>

事務局	<p>うこともありなのですか。これ結構、細かく何年にどこの園を統廃合するか、そういうことまでここには書いてあるのですけれども、答申によっては変えられるということもあるのでしょうか。</p> <p>委員のご質問でございますが、平成23年のときの審議会の中身ですが、そういった部分につきましては、過去の民間移管ですとか、また公立施設のあり方というような形で、ここまで具体的な園名についての表記はなかったかと存じ上げます。しかし、今回のこの諮問でございますが、昨年1年間を通して、子ども・子育て会議の中で、市の方向性というもの、市の施設のあり方、公立にあたりましては、エリアを3つに分けてその拠点としての公立施設、そして認定こども園化を進めるという子ども・子育て会議の中での市の重要施策の中にも掲載させていただいているところでございます。それを受けまして、具体的な案を提示させていただいて、この場をお借りしてご議論いただきたいという趣旨でございます。</p> <p>また、昨今の情勢を考えておりますと、各市でもこういった形の諮問はされておられるということでございます。</p> <p>また、この諮問に対しまして、この中で種々ご議論いただく中で我々としたしましては、今回の計画案を提示させていただいているわけでございますけれども、その中で議論いただいて、その諮問委員会のご意見を十分お聞きさせていただいた上で、また答申をお願いしたいと考えてございます。</p>
委員	<p>前回、幼稚園が7か所あったのを5か所にされる時、2か所の園の保護者の方たちは議会の中でも、子どもさんを連れて、「困ります」という請願とか、要望とかたくさん持ってこられましたよね。それについて、そのためにちょっと期間を延ばして、もうそっちにされてからというふうな形にした経過もあるんです。そういうのを保護者の方もされる可能性もあると思うんですよね。それがこの市民公募の皆さんが同じように、私たち議会と同じように、そういう立場に立たれるということにすごく気の毒だなというふうに私は思うのですよね。保育所を廃止したり、増やしたりということで、増やすことについては何の異論もないのですけれども、そういう案は出ていないけれども減らす話がたくさん出されていますでしょう。それを市民公募の皆さんに責任を押しつけるみたいな形というのは、私はものすごく違和感を感じたんですけれども、どうなのですか、その点は。</p>
事務局	<p>今回の案でございますが、公立施設につきましては、集約化を図らせていただいて、新たな制度にのった認定こども園というものに形を変えさせていただいて、その中で保護者ニーズに合います保育サービス、また幼児教育を我々としては提供していきたい。それともうひとつは、民間施設のほうは今</p>

委員	<p>度は新たに認定こども園へ参画されるというご意向も持っておられます。そういったものを含めた中で、市としまして子どもたちの一番の最善の利益を我々としては諮問させていただいて、ご議論いただいて、答申をいただきたいということでございます。</p> <p>したがいまして、この中、先ほど課長のほうから説明がございましたけれども、公立保育所につきましても、前回のすこやか幼児審議会の中でも効率的な施設のあり方が議論された経緯もございます。そういったことも踏まえた上で、今回の諮問をさせていただいているということでございます。</p> <p>中身について、ひとつずつお聞かせいただきたいと思いますので、前段の点は私はそのように思ったのです。また、それは後にしますが、この中で1の本計画策定の趣旨というところですね。「この保育を必要とする子どもの数は微増することが予想され」と書かれていますけれども、この微増とは、何か資料があるのですか。もし資料があったら提出していただきたい。</p>
事務局	<p>恐れ入ります。今ここでお配りできる資料は、持ちあわせておりませんが、先ほどご説明させていただいた中で、待機児童数をご披露させていただきました。その中で定員がこの間、民間移管によって、建替えをして、それで定員数が増えているにもかかわらず、一定量の待機児童が発生していると。しかもお子さんの人数については、これは減っていくというのがはっきり推計でも出てございます。しかしながら、そういう状況が続いております。また、小規模保育事業で、先ほども申し上げましたとおり、定員の増が図られているのですが、そういう意味でもまだその待機児童の解消には至っていないという、そのあたりを鑑みますと、子どもの数ほど、その保育ニーズというのは比例して落ちていくものではないというような考えを持っております。そういったところから表現については、こういう形にさせていただいておりますが、具体的な資料につきましては、また次回の審議会でご報告をさせていただきたいと存じます。以上でございます。</p>
委員	<p>その具体的な資料を次回くださるということですが、それに基づいた資料を何となくそういうふうにも私たちが持っていますけれども、この「微増することが予想され」と文章に書かれるからには、それなりの根拠が言われていると思うのですよね。そういうことを今何となく言われたようなことを言われるのではなくて、きちっと根拠を示して言って欲しいと思うのです。それには、以前からずっとこの待機児童で保育所のニーズはどんなものかということで資料を私たちが請求していたのですけれども、子育て会議でも去年議論になったのですけれども、保育所にどれぐらいの子どもさんが3月31日までに申し込みがなされているか、総数、それに対して、何人入</p>

られて、何人が入れなかったという、ここに出されている7ページに出されている、この待機児童数は、これは厚生労働省が書かれたいろいろ条件のある待機児童数だと思うのですよね。そうじゃなくて守口市が本当に保育所を利用したいと思っておられる数が他にあるはずなのです。子育て会議で話になったのは、平成26年度は262人という数字まで出されたのですよね。ここで見たら45名というのは、厚生労働省に出された数字だから、いっぱいいろんな申し込みをしたところが「自分が申し込みしていないところへどうですか」と言われた場合、それを「だめです」と言った場合は待機児童に入らないとか、就職活動が週に何時間とかしていなければ待機児童にもカウントされないとか、認可外保育所に入っている子どもはカウントされないとか、そういう制約の中のこの7ページの数字だと思う。これ本物が出ていないと私は思っているのですよね。本当に待機児童数を計算するならば、何人申し込みをされて、何人入られて何人が残っているのだということを守口市の保育所にどれだけ希望があるかということはずっと作っていかないといけないと思うのですよね。それが去年は262人という子育て会議で言われた資料を私ももらったんですけども、今年度に関しては、いくら言っても出されない。本当にそういう思いがあるのかどうかということがまずは聞きたいなというふうに思うのですよね。その資料をもし、これから作られるのであれば、全部めくって数を数えてということと言われていましたから、それをしていたかかないと、本当に守口市のお母さんたちが保育所にどれだけニーズがあるのかということがわからない。それはもう特に、今年度は新しい制度になったわけですから、増えているのか、減っているのかもさっぱりわからない状況になっているのですよね。本当は平成25年度も欲しいぐらいです。平成26年度はいただきましたから、平成27年度と、そういうのをきちんと根拠としてあげてから言って欲しいなと思うんです。そしてその待機児童数、先ほど言われましたこの7ページの待機児童数は、ここに書かれているのは、「民間移管をしたから一定のこういう効果があったのだ」ということを書かれていますけれども、私も民間移管された直後には、確かに少なくなったなと思ったのです。でもこれは、数字を見ていると、それ以後、平成22年にはまた10増えて、それから40人、50人、もとに戻っているということは、やっぱり市民の皆さんが保育所を利用したいと思われている数字が出てきているのだと思うのですよね。だから民間移管したからこういうふうになったのではなくて、市民の方が保育所に入りたいたのだと、そういう思いがここに出てきていると思うのですよね。そういう意味で、私はこの文章を見ただけですけれども、だんだん増えてきているという、やっぱりそういう人たちを待機児童解消のために一時的な方策ではだめだと思うし、入りたい人を今度は平成27年度から変わりましたから、入れるようになってきて当たり前だと思うのですよね。そういう待機児童解消の方策をもっと研究してきた。ただ民

	<p>間にしたら出来がいいなという安易に考えてはいけないというふうに思います。この7ページの待機児童の数字を見ただけで、そのようにまずは思いました。</p> <p>それとこの「1学年の新入園児が10人にも満たない園が出ている状況です、市立幼稚園においては」という文章がありますけれども、公立幼稚園では、今まで3歳保育をして欲しいとか、預かり保育をして欲しいとか、そんな市民の要望がたくさんあったと思うんですよね。3歳児の保育をして欲しいというのも70%近くの要望が守口市のアンケートから出されているのですよ。延長保育にしても80%近くの親御さんが出されているというのに、そういうことを一切今まで市はやられてこなかった。それが10人を満たない園が出ていると書かれていますけれども、今年度のにわか幼稚園では、確か今年度入園されているのは、6名でしたよね。それもいろんな状況の中、もうこのにわか幼稚園はなくなるよという、うわさがたくさん流されて、それでも他の園に、幼稚園に行かれたりとか、そういうところへ行かれて6名だったという現実があるわけです。それでも6名の方は、どうしても公立に入りたいということで、入られているわけですから、卒園まではぜひ何とかして欲しいという、保護者の思いもあるわけですよね。そういうことをひとつも考えられていないなというのが、まずこの文章から読み取れますね。</p> <p>それとまだ他にもちょっとありますよ。それと保育サービスの一層の充実が求められているくだりがありますよね。「保育を必要とする子どもの数は微増することが予測され」という、その後に「保育サービスの一層の充実が求められています」というふうに書かれていますけれども、これはどんなサービスなのか、求められているサービスって。</p> <p>事務局</p> <p>恐れ入ります。ここで言います保育サービスと申しますのは、保育そのものの、いわゆる保育所での保育。それとそれ以外にも、例えば一時保育でありますとか、特別保育でありますとか、そういった保育、また子育て相談でありますとか、そういったものも一部含むような、保育全般、子育てに対する支援全般を表現したつもりでございます。</p> <p>委員</p> <p>これは、守口市の市民の皆さんが求めている保育サービスのもので、充実が求められていると書かれていますよね。今、民間さんでいろいろされていますけど、この場合、ここに書いてないと思うのは、保育の質というのはいかに考えられているのですか。</p> <p>保育サービスと書いてあるけど、保育の質がひとつも書かれていません。金勘定ばかりで、「保育の質」をどのように考えられているのか書かれていない。どういうふうに思われているのですか。</p> <p>私はこの「質」ってやっぱり保育士の経験だと思うのですよね。今どんな</p>
--	--

事務局	<p>おもちゃよりも保育士さんのその経験が大事なんだというのは、もう私たち保育をやっている者から思えばそうなのですけど、この民間さんはこの経験年数はどれぐらいなものなのですか。公立ではどうなのですか。保育士さんの経験年数は。</p> <p>具体的に今数字を、民間さんの保育士の経験年数がこう何年だというような形はまだお答えできませんが、公立に比べるとかなり少ない。数年程度というようなお話も伺ったことはございます。</p> <p>ただ、公立には先ほど委員のほうからもご指摘がありましたけれども、経験年数の多い、高い、そういった職員が揃っております。若い職員、つまり子どもたちと一緒に走れるような若い職員から、経験を積んで、中堅、あるいはベテランといったような方々、また定年を終えた後も子育てに情熱を持っているそういう職員というのもあります。そういった人材がこれからどういうふうに活用できるのか、力を発揮できるのかというのが、公立のまさに大事なところで、そのサービスをすることによって子育ての守口全体の底上げも図っていかないといけないというふうに、今、考えております。</p>
委員	<p>そうですね。せっかくだいい経験年数をたくさん持たれているのを活用していないのはそっちの責任ですよ。しなかったというのは、今までしてこられなかった。してこられなくて、それで、保育所にこれだけお金がかかるんだと言われるけど、私は今、市民の皆さんが言われた、延長保育や産休明け保育を公立でもして欲しいという、そういうニーズがたくさんある中で、お金を使わなくてもできる方法もたくさんあるということを議会の中で提案してきたんですよ。</p> <p>まず、延長保育ですけど、ローテーションを組んで保育士さんの時間のローテーションで、大阪市の保育士さんも東大阪の保育士さんもその中でひとつも、1人も増やさずにやってきているよということを聞いているのですよね。そういうこともされてこなかった。</p> <p>産休明け保育も今、守口市は6か月からですよ、0歳児。産休明けをやっていなく、6か月から保育をされていますよね。0歳でしたら、3対1ですから、2か月からの保育でもいくらでもできるのではないかと、3対1を変えなくてもできるのではないかと思うので、そういうこともずっと言ってもやられてこなかった。</p> <p>平成23年度のすこやか審議会のときにも運営は大変だけれども、市民のニーズを工夫しながらやりなさいよという答申まで出されているのです、この資料を見ましたらね。そういうこともひとつもされてこずに、今回この提案がなされたことは本当に、何かおかしいなというふうに思うんですね。</p> <p>「この財源を確保する観点からも、市立保育施設としてあるべき姿を再検</p>

	<p>討して施設の集約を図りながら民間事業者の力を最大限に引き出すことが必要です」というふうに、市のほうは思われていますけども、たくさんのいい経験年数を持たれた保育士さんの活用をひとつもしないで、民間に民間にと言われていることが何となくおかしいなというふうに思うんですね</p> <p>その次、民間サービスに、2ページの民間主体によるサービス提供の推進。いいですか。</p>
<p>会長</p>	<p>後で聞きますので、はい。今はこの第1の本計画策定の趣旨ですので、他の委員さんの方でこの計画策定の趣旨についてご質問なり意見等ございましたらお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次、2ページの2の民間主体によるサービスの提供の推進のところについて質疑をお受けいたします。ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>この公費の投入が現施設の改修や整備に対する公費の投入が少なくても済むというメリットがありますというくだりがありますよね。公費って、国や府のお金も公費というのではないですか。国や府のお金も公費投入。国や府のお金は公費投入されているのに、何かひとつもしていない。少なくて済むという、これはおかしいじゃないですか。市の負担が少ないならわかりますよ。でも、公費というのは府も国も公費投入してますね。それ少ないんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員のご質問でございますけれども、2ページの表でございます、幼稚園の園児1人当たりにおける公費負担額の比較という部分でございますが、これによりますと、市立幼稚園におきますと、1人当たりの園児数の公費負担額、89万2,000円になってございます。私立のほうは43万8,000円になってございます。その場合の公費の中には各々市負担と国、府の負担も含まれた形での1人当たりが出ておるものでございますので、今おっしゃられていることとは公費の投入じゃなく、国、府も含めた中で私立の幼稚園と市立の幼稚園ではこれだけの差があるというものを示させていただいた部分でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>これ、でも文章を読みますと、施設の改修や整備に要する公費の投入が少なくて済むというメリットって書いてありますけど。運営費のことなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の諮問の中でも先ほどちょっと触れさせていただきましたが、3ページでございますが、その中で(2)の文中の中に市立あおぞら保育所を1つ例にとらせていただきますと、市立のあおぞら保育所ですが、守口第二中学校のあったところに今回建てさせていただいてオープンさせていただきましたし</p>

	<p>た。これについては建設費でございますが、おおむね4億がかかってございます。この4億はあくまでも市費という形での建設費の投入となってございます。</p> <p>一方、例えば昨年、26年度ですが、ある民間保育園が、この27年4月からですが、認定こども園に変わりましたが、総事業費におきまして、おおむね4億7,000万かかってございます。あおぞら保育所よりも少し費用が、総事業でいきますとかかかっているところでございます。そのうち公費の負担でございますが、2億2,000万が国及び市からの補助という形で賄われてございます。事業主負担としましては、2億4,000万が事業主負担という形で投入されておる部分でございます。また、そのうちの市の負担といたしましては、2,500万という形で今、保育所、民間の保育所の整備等につきましては、国のほうも非常に力を入れておるところでございます。そういった制度も活用する上で市といたしましても貴重な市民の財源を有効に活用させていただきたいという観点から施設の改修、整備にも要する費用につきましては公立で維持するものと、民間で維持するものにはやはり差があるというふうな形で書かせていただいております。</p>
委員	<p>公立には交付金はないのですか。全然、今日、ちょっと資料、そこまで行かれると思わなかったから、資料を持っていますけど、資料には交付金書いてあったと思うのですけどもね。地方交付金の中に。</p>
事務局	<p>委員おっしゃっていただいているのは地方交付税の措置としてでございます。一般財源化、いわゆる平成15年度をもちまして、特定財源としての国庫負担金制度が改正されました。平成15年で2億7,000万ほどの特定財源としてあったのですが、それがいわゆる一般財源化、国の三位一体の改革による一般財源化でございまして、国のその試算、ルールに基づいて、守口市では基準財政需要額にこれこれの額を積むという形になってございます。</p> <p>しかしながら、地方交付税のうち、普通交付税の仕組みそのものが基準財政収入額と、基準財政需要額のこの差額をもって交付するという仕組みがある上で、その基準財政需要額に具体的に積んだ算定額というのが必ずしもその額のまま市のほうに交付されるという仕組みではないことから、一般財源化は基本的には財源がはがされたというような形でカウントしております。以上でございます。</p>
委員	<p>先ほども言われましたけど、交付金、確かに何に使ってもいいお金ですよ、交付金ね。で、今回、ずっと増やされたのですよね。それはちょっと今資料がないから言えないのですけども。それ、だから、市が全てが持ち出ししているのだという、そういう文言には当たらないのではないかとと思うので</p>

事務局	<p>すよね。地方交付税化されている部分もあるわけですから、それが例えば保育所に使いなさいという特定財源じゃないですけども、地方交付税として守口市の中に財源として何らかのお金は入っているはずで、それが全て何か市がやっていますと言って、先ほどのように言い切られるのはどうも納得いきませんよね。</p> <p>委員、ご指摘のとおり、一般財源といいましても、圧縮はされましても、例えば普通交付税が総額が30億になっても、その30億の中には必ず算定された金額というのはいくばくか入ってございます。したがって、委員、ご指摘のとおり、全く国が負担していないという理屈にはなりませんので、そのあたりは、ちょっと文章の書きかえも含めて検討させていただきたいと存じます。</p>
委員	<p>さっき運営費における園児1人当たりの公費負担額の比較を言われましたけども、これ、比較の要因は何ですか。何でこういうふうになるのですか。</p>
事務局	<p>数字の根拠ということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>1人当たりの公費負担の比較で、民間よりも倍が公立にかかっているのだということをおっしゃいましたよね。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
委員	<p>それはなぜ、そういうふうになるのですか。</p>
事務局	<p>2ページの下のところのまず幼稚園からでございますけれども、この幼稚園の数字につきまして、まず、市立幼稚園につきましては、幼稚園管理費と申しまして、予算上の費目でございますけど、そこから保育料等を除く、市の負担額というのが約2億3,000万ほど出てまいります。それをこの25年度の在園時数258名で割りますと、運営費の年額といたしましては1人当たり約100万円の額になると。</p> <p>同じように、私立の幼稚園につきましても、こちらも運営費の計がございまして、今9つの私立幼稚園さんがいらっしゃいますけれども、その運営費の計を出しまして、そちらから各園の在園児数でそれを割りますと、運営費の1人当たりの額が出ると、こういう仕組みになってございます。ただ、私立の幼稚園につきましては、就園奨励費補助金制度というのがございまして、そちらにも実は国や市のお金が出ております。したがって、その分も含めて市と国の公費負担額を出しまして、それを人数で割りますと、</p>

<p>委員</p>	<p>この表のような形になるということでございます。</p> <p>私立が運営費1人当たりが少なく、公立は多いというのは、人件費のことじゃないのですか。</p> <p>人件費がほとんど幼稚園では93.5%人件費がかかっていますよね。保育所でも90.9%の人件費ですよ、かかった費用の。その金額の違い、公立はね。私立の場合は5年しか、経験年数が短いということは、私も調べました、5年ですよ。5年しか働かれていないのが実態だと思います、民間さんの、保育士とか幼稚園の人たちね。そうすると、その人件費だと思います。そうすると、人件費って、先ほど保育の質を言いましたけども、人件費って保育の質と関係してくるのですよね。人件費は、経験年数が高ければたくさんの給料にもなる。それが1人当たりが増えていく、増えていく要因になるのですけど、結局、それは子どもに返ってきている部分じゃないですか。経験年数として。やっぱり1年しか働いておられない方と20年働いておられる方とはやっぱり保育に対する質が全然違うと思うのですよね。そういうところにつながっていく。</p> <p>だから、今回のこれを見ていると、本当に金勘定ばかりで、保育の質というのがひとつも、子どもにとってどうなの、保育の質はどうなのというところがね、この諮問を見ていると見えてこないのですよね。それか運営費1人当たりと言われるけど、この何年働いているかということに、経験年数に行くんですよ。その差だと思うんですよ。それが悪いかな。そういう子どもに返っているのだということをもう少し考えて欲しいなというふうに思うのですよね。</p>
<p>委員</p>	<p>今の話で、公立の人件費が多いという話ですけども、人件費というのは、私は正しくは知らないですけども、正規の職員の方と非正規の方がいらっしゃると。非正規の方の人件費はあまり上がっていないと、私認識しているのですよ。ですから、保育の質が15年ぐらい働いていたら非常に保育の質は高いと思いますけども、人件費としては上がっていないから、むしろ保育の質の高い人は人件費が高いという理屈はないのではないかなと。</p> <p>ですから、むしろ人数の問題とか、子ども何人に対して何人の保育士が見ているのかとか、そういうことで人数が非常に市立のほうは多いからということではないのですか。そのあたりの、保育の質とこの人件費が平行じゃないのではないかなと思って、そのあたりはどうなのでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>今つぶさにお示しできる数値的な資料はただいま持ちあわせておりませんが、民間の給与を公立と比較しますと、確かに公立のほうが高い。ただ、その伸び悩みと申しますか、そういったところ、民間でも、例えばベテランの</p>

	<p>域に達しているけれども、人件費は依然として低い。こういう状況はございます。したがって、そのあたりを改善するために国もテコ入れをいたしまして、そういった処遇改善というようなことでメニューがあげられているのはその証左かというふうに思っております。</p> <p>保育士の経験年数、あるいは年齢の分布ということが私も委員おっしゃるように、保育の質の向上につながっていくというふうに思っております。また、委員のおっしゃいましたように、人数、こちらも保育の質に不可欠な要素だというふうに考えております。</p> <p>後々、ご説明の機会があると思うのですが、この公立の再編計画の1つの大きな柱の中に公立が今やっておりますその職員配置の部分というのは、国の最低基準よりも幾分高い部分を持っております。したがって、この民間移管や、あるいは集約化、認定こども園化を図る折にはその公立のそういった職員配置といった部分は継承していくべきだと考えておりますし、それは盛り込ませていただきました。</p> <p>教育も保育もバランスのいい年齢階層、子どもたちと一緒にどんどん走れるような若い方、あるいは先ほども申し上げましたが、少し経験を積んで、中堅、ベテランというような方々、それがバランスよく配置されるのが公民ともに望ましいのではないかと考えております。</p> <p>関連して、ここの委員の言われるのは、これは運営費のところがこんなに差があるのは人件費ではないかとおっしゃるのですよね。で、人件費が、結局、どういう人件費でどうなっているのか、これだけではよくわからないので、中身を示していただいたらわかりやすいですね。それは1つ要望と。それから、保育の質の問題と、その今の人件費の問題がリンクされているのかどうかはちょっと今の説明でもよくわかりませんので、そこを次回にまた資料をいただいたらどうでしょうかと思いますが、今の議論は。</p> <p>これ保育の質の問題を言われていて、私もそう思いますが、数字と保育の質が本当にリンクしているのかどうかはね、ちょっとこれだけではわかりませんので、もう一度資料をいただいてから議論していただいたらどうかと。</p>
委員	<p>関連して、ここの委員の言われるのは、これは運営費のところがこんなに差があるのは人件費ではないかとおっしゃるのですよね。で、人件費が、結局、どういう人件費でどうなっているのか、これだけではよくわからないので、中身を示していただいたらわかりやすいですね。それは1つ要望と。それから、保育の質の問題と、その今の人件費の問題がリンクされているのかどうかはちょっと今の説明でもよくわかりませんので、そこを次回にまた資料をいただいたらどうでしょうかと思いますが、今の議論は。</p>
会長	<p>次回の審議会に資料、提出できるように。</p>
事務局	<p>ご用意させていただきます。</p>
委員	<p>その人数の何点いくらかという差も、民間と公立と出してもらったらよくわかると思いますね。</p>
事務局	<p>保育所、幼稚園の、いわゆる国の基準と市の基準、その差ということで</p>

委員	<p>よろしいでしょうか。わかりました。</p> <p>今、資料を見させていただきたいというのは賛成ですけど、預かっている子どもは民間のほうが多いですね。それで、その中でやっぱり人件費が公立が倍だったというしっかりしたその数字があるので、それは1つの事実だと思います。その中で、限られた財源の中でよりいい保育を確保していく、幼児教育を確保していくというのはすごく大切な、それをずっと、私もいろんな質問でさせていただいているのです。</p> <p>さっき、数字は1つの事実という中で、やっぱり先ほどおっしゃいましたけど、ずっと理事者も言っていますが、若い人には若い人の良さがあるって、保育士さん。やっぱり年配の方、年配、このバランスがすごく大切というのもすごく感じます。その中で、先ほど委員が、おっしゃったように、民間の保育士の就労がほしい5年平均。</p> <p>でも、私これからやっぱりある程度やっぱり民営化も進めていかななくてはいけない中で、この5年しか勤められないということもすごく大きな問題だと、今、国でも言われていますけど、思っています。</p> <p>だから、本当にそれはお給料がやっぱりある程度公立から民間にというので、経費を削減したりという、それもあるんですけど、適正な、民間だから安く済むというような、今のままの形ではやっぱり続かない。保育士さんもやっぱり子どもを産み育てても続けていけない。そういうこともあると思いますし、1回結婚とか出産でやめて、また復帰するときには、その園で1年目だったら、過去に経験があっても1年目のほしい給与という。そういうやっぱり民間の実情というのもしっかり管理した上で、これからそういう民間移管というのが、そういうのを進めていきたいと適正に思われるのであれば、そこも、しっかりと、本当はこの計算の上に乗せて、今のままの民間経費で、委託したら、市が委託するわけですから、それでいいのかとか、そこも本当は考えていかないと正しい数字というのは出ないのかなと思っています。</p> <p>今この場でこのことの、これもちゃんとした結果、今までは過去がこうだったということで正しい数字なんですけど、これからを考えるとそこもやっぱり考えていかないと、正しい比較ができないのではないかなというふうに思っています。</p>
会長	意見でよろしいですか。
委員	<p>ただ、本当はね、そういうことも、本来はそれを見て決めていくわけですから、そういうところも本当は入れて、難しいと思うんですけど、本当はその数字じゃないと、今のままの民間委託のままでいいとは思っていないので、</p>

事務局	<p>そう思っています。</p> <p>その中でやっぱりニーズが多いというのも現実、それだけ選ばれている、若い人がいても選ばれているというのも現実だと思いますし、その中でやっぱりしっかりそのあたりは手厚く、市としても責任を持って考えて、計算をしていって欲しい、数字を出していって欲しいというのは思います。いかがでしょうか。</p> <p>今のご意見でございますが、先ほども申しましたとおり、やはり公立には公立の良さもございます。また、民間には民間の良さもございます。公立におきましては、やはり人件費という問題もございますが、やはり経験、また年数がたっておられる職員もおります。それが硬直化してしまうことによりまして、やっぱり子どもに与える影響というものもございます。また、行事をするに至りまして、やはり若い方々、また中高年の方々というものが同じ中で保育、幼児教育を提供していくというのがやはり子どもにとっても一番すばらしい環境であろうと考えます。</p> <p>それにつきましては、民間においても同じであると考えてございます。ですので、民間の中でもやはりリーダー的、また、将来園長ですとか、そういった方になられるような形の、やはり職員構成というものが望ましいであろうと我々は考えております。そういったものをやっぱり公立の中でもいろいろ研究をさせていただいて、それをまた民間のほうへ発信させていただくということも1つの公立の役目であるというふうにも感じております。</p> <p>そういった中で、今まで、11園の公立全園を公立とするというのではなく、公立は縮小、集約化をした中でその中で有効な財源を使いまして、また、民間の支援にも回せる部分が出てくるのではないかというふうな形を我々としても考えていきたいところでございます。</p>
委員	<p>ぜひお願いしたいです。</p> <p>この間、にしき認定こども園へ視察に行かせていただいて、すごいうれしかったんですけど、それはなぜかという、やっぱり理事長からの思いがすごいありまして、やっぱり人材、これからの保育、やっぱり待機児童解消、いろいろ広げていくにもやっぱり一番は人材の確保ということで、今この難しい、民間園の中で人材確保を真摯に、やっぱりいい人に長く勤めてもらえるようにということで、すごい福利厚生に力を入れておられて、残業もちゃんと、1.25か何かで払うとかやってたのです。産休も2年間きっちりとれるような体制。保育士でこれすごくなかなか難しい。それを整えている中で、何年と言ったかな、ごめんなさい、7年、8年、9年、そのあたりだったんですけど、やっぱりすごく平均、長く勤めていらっしやったという、これが事実なので、だからやっぱりそういうふうには整えてあげるといい人が民間で</p>

	<p>も続いていくっていうこともあるので、しっかりぜひそのあたり力入れて予算にもしっかり組み込んでお願いしたいと思います。意見にします。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>ここに教育・保育サービスとの比較というところもいいですか。</p>
会長	<p>同じ節ですから、結構です。簡潔にお願いします。</p>
委員	<p>ここの中に、「幼稚園・保育所で実施している教育・保育サービス水準にも違いがあります」と書かれてますよね。「私立幼稚園や私立保育園では、その柔軟性を活かして保育時間や通園年数など市立施設よりも住民ニーズに即したサービスを提供していることがうかがえます。」となってるのですが、公立でも先ほども言いましたように産休明け保育をして欲しいとか、延長保育を8時までして欲しい要望は今までずっと出されてきたのですが、ここだけほんとにやっぱりちょっと言わないといけないなと思うんですけどね。守口市は今0歳も6か月から保育ですよ。6か月というのは何で6か月なのですか、何か理由があって。長年6か月ですけど、何十年も、答弁できない。</p>
事務局	<p>今ちょっと答えのほうをしかねる部分がございますので、一度検討させていただいてお返事をさせていただきたいと思います。すみません、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>今おっしゃってるのは、なぜ6か月からでないといけないのかということなので、その分について今答弁できなければ次の審議会のときに答えを持っていただきたいなど。</p>
委員	<p>6か月というのは、子どもにすごくリスクがある。母親からの免疫がちょうど切れる時期が6か月なのです。そのときに集団保育させるということ自体がものすごくリスクなのです。それはもう長年ずっと私も言ってきたんですけど、ずっと6か月なのですね、守口市は。それだから、産休明け保育、民間さんがされてるような2か月からの保育っていうのはなぜされないのかなというのが、私はこのニーズを私立はサービス提供されてるいうところにすごくひっかかってきたのです。</p> <p>それと延長保育というのは8時までして欲しい、たくさんの要望がある中で、「全部でしなさい」って言ってない、拠点でもいいですよ。3か所なら3</p>

<p>会長</p>	<p>か所拠点で8時までされたらそこに申し込んで行かれる方も、公立に預けたい、8時までぜひして欲しい、そういう園を選ぶこともできるというそういう公立の選び方なども今までしてこられなかった。私も議会の中で大分言いましたけど、ほとんどされてこなかった原因が、それなのにこの文章見ると何かすごく人ごとのように書かれてるのが、もっぱら民間事業者によって提供されていますという、市は何もしなかったのかな、これまで。それで今ごろ集約化は、それはないだろうというふうに思っていますよね。意見です。</p> <p>委員の発言を十二分に斟酌していただいて、次のときに市の今までのことについて答えを出していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>このサービス提供の推進の節について、他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいですか。民間主体によるサービス提供の推進の箇所を見ますと、やはり（１）、（２）、（４）、（５）の記述ぶりが市の側から考える、特に財政支出を考慮した結果民間主体なのだというように読めてしまうのですね。今後の再編の中でも公立を残すのであれば、これまで市民の側から見て公立を選ばなかった理由、あるいは公立を評価している理由、民間を選んだ理由、そういったものをこの（３）のところで少し利用者あるいは市民の立場からサービスの比較を入れていただいて、市民利益を考えた場合にやはり民間主体で推進するんだという書きぶりにしていただいたほうがいいのかなど。公費負担の問題は確かにわかりますけれども、最終的に市民にとって公私間のサービスのありようはどうあるべきなのかという意見がもう少し欲しいんですね。それを踏まえて方向性を決めたという書きぶりをちょっと検討いただけないだろうか。そして仮に市立、公立保育園・幼稚園が何らかの形で残るとすれば、これまで果たしてこれなかった部分を今後どういう形で担っていくのかということも、ここで整理していただいたほうがいいのかなどというふうに思います。次回以降ご検討いただければ。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>公立と私立、市民の方の目線から見て、どうしてそういう選択になったのか、あるいは公立が今まで果たせていなかったものがあるとするればそれをどういう形でやっていくのかという点につきまして、しっかり検討させていただき、次回以降、報告させていただきたいというふうに考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に３．守口市の現状という節のところでご質問、あるいは意見交換等ございましたらお受けいたします。</p>

委員	<p>ございませんか。よろしいですか。</p> <p>よろしいですか。7ページの(4)、説明いただいたとおり入園児童数がクラス編成できないぐらいまで減っているということについて非常に不可解に思います。と申しますのは、これまで既に何度か議論していただいて、審議会でも21年の答申があり、そして23年の答申があり、この中で21年の答申では、「園の適正規模を1学年当たり少なくとも20名以上とする。また学年クラス数については複数クラスが望ましいが、経営や指導の工夫により改善される点もあるため検討する。」「きめ細やかな教育を行うため学級定員の見直しを検討する」とあり、23年でも同様に今後の就学前児童数のあり方の中で、「適切な集団教育、効率的な運営という視点から施設規模及び学級規模の適正化を図るための取組がはじめられている。」「一層の迅速な対応が求められる」と。この間これだけ言われてきて、何をしてきたのかというところをちょっとお聞かせいただきたいんですが。</p>
事務局	<p>ただいまご質問の件でございますけれども、公立の幼稚園につきましては、まず学級定員数につきまして見直しをしたのと、それとやはり少ない園につきましては廃園しております。この間、平成22年度末をもって廃園というような形でまず案が出まして、やはり市民の方の周知期間をもっととるべきであるとか、そのときの在園児の方は卒園できる観点から当初の予定よりは1年遅れたんですけれども規模の適正化を図った。それと学級定員についても、4歳児・5歳児の定員がそれぞれ4歳児では33名、5歳児では35名という定員でございましたけれども、それを見直していったというような取組みをしております。</p>
委員	<p>規模の縮小以外に、廃園及びクラス定員の縮小以外に何をしたのですか。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。幼稚園の部分につきましてクラス編成して、廃園にした部分が22年のときにございますが、それ以降につきましては今現状で思い当たる節がございません。ただ、その当時、教育委員会のほうが所管しておったという部分がございます。一度そちらの教育委員会のほうにも私どものほうから確認いたしまして、次回の会議の際にまたご答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向について質疑をお受けいたします。</p>

委員	<p>ここに認定こども園の特徴というところがありますけど、「それぞれの区分の利用定員を設定することで幼稚園と保育所を合わせた機能を持つことができ、保護者の就労状況に変化が生じた場合でも同じ園に通うことができるメリットがあります」と書いてありますけど、他にメリットはないのですか。これしかないの、メリット。</p>
事務局	<p>認定こども園のメリットにつきましては、ここに書いてありますように幼稚園と保育所をあわせた機能を持つというこれが一番のメリットだと思います。それを具体的に申しますと、私は保育所が学校になるのだというようなイメージを持っておりまして、3歳児から上の4歳児・5歳児については保育所の方は今まで幼稚園に行きたくても行けなかった、要は就労の状況がありますので、午後からはお子さんを迎えにいかないといけませんので預かり保育があるんですけどもやはり通学させにくかった。そのいわゆる学校教育としての幼児教育標準時間はしていかなければならないとされておりますので、まず1点はそこが大きなメリットではないかと考えております。</p> <p>ただ誤解のないように申し上げますけれども、私立の保育所でも頑張って教育をなさっているところもございますし、もちろん公立の保育所でも3歳、4歳、5歳の今後の就学に向けた育ちの部分でしっかりとした教育もしているということは認識はしております。ただ幼児教育といった部分で見ますと、文科省での今までの指導要領に基づいた教育というのと保育現場の育ちと教育というのとは、やはり違いがあるようには感じております。</p> <p>そういったところから保護者の皆さん方の目から見ると、認定こども園になると2号であっても1号であっても、午前中については教育標準時間は教育のカリキュラムで教育ができるというところが、学びというか教育というところが1つの大きなメリットかなと考えております。</p> <p>また、いろんな層の子どもたち、3号の認定の子どもたちでいいますと0・1・2も入ります。そういった多くの子どもたちの中でわいわいと育てることができる、例えば幼稚園ですと基本的にはほとんどの方が2時以降は降園されるわけなのですけれども、認定こども園ですと2号の子も一緒にいらっしやいますので、そういった人数の中でにぎわいのある楽しい午後の時間も過ごしていただけるのかな、たくさん的人数の中で成長が育まれる部分があるのかなというふうには考えています。</p>
委員	<p>認定こども園のことをちょっとお聞きしますけど、保育時間が4時間とか11時間とかありますよね。この4時間の子どもは途中で帰るんですか。</p>
事務局	<p>認定こども園の場合は、3歳以上でお話をさせていただきますと1号・2号という形に分かれます。2号認定というのが必須の項目ですので、1号を置かない園というのも制度上はあり得ます。その場合は様相が違ってきます</p>

	<p>が、通常は1号・2号両方置きますのでそれでお話をさせていただきますと、1号のお子さんは9時からだいたい教育標準時間1時とか2時とかぐらいまで在園されて、その後はお母さんがお迎えに来られて帰られるのが通例です。ですから、例えばお仕事の都合ですとか、何らかの都合で預かり保育をされた場合は、2時以降も6時まで預かっていただくといった形で、見かけ上は2号の子と同じような時間を過ごす場合もありますが、基本的には1号のお子さんは教育標準時間が終われば降園される。それに対しまして2号のお子さんは来る時間も朝もっと早く、例えば9時から始まる教育標準時間よりもっと早く登園されて、お母さん、お父さんのお仕事の都合で5時、6時までいらっしゃるといのが通例ですので、在園時間という点では異なった状況が生じるということでございます。</p>
委員	<p>長期休暇、春・夏と冬のお休みはどのようなのですか。</p>
事務局	<p>制度的には、まず1号のお子さんは幼稚園のニーズのお子さんですので、今までどおり基本的には月曜日から金曜日で土曜日なし、日曜日なし。長期休暇、夏休みもあると、要するに「休む」といのが基本になります。</p>
委員	<p>その場合、子どもの集団はどのようなのですか。夏休み1か月休み入った子どもさんも、ずっと毎日来てる保育所の子どもたちと、9月に入ってまた同じように集団生活するわけですよ。それでね、夏の間って結構子どもプール遊びやら、いろんなみんなで虫とりに行ったりとか、そういう集団遊びがものすごく活発になって、たくましくなるんですよ。そういうのが分かれてしまうといつか、それでいいのだろうかというふうにも思うのですが、それはどうですか。</p>
事務局	<p>従前から幼稚園におきましては夏休みがございます。保育所におきましては夏休みはない。したがって、「集団生活に差が出る」と言ってしまうと、「幼稚園は、じゃあ集団生活夏休み分だけ損するのかと、教育効果ないんだ」ということになってしまうので、そうではなくて、要は夏休みの休みのある子もいらっしゃいますし、1号であっても夏休み利用される方もいらっしゃいます。そういった中で何号であっても夏休みをちょっと何日か休むという方、お盆は田舎帰るとかそういうこともありますので、そのあたりは差異はどうしても埋められません。カリキュラム的にもおそらく夏休みの休みの期間等、それを考慮した非常に難しい複雑な課題もあるとは思いますが、その中で解決していくものかなと思っています。</p>
委員	<p>それと午前中で帰る子どもさんと、残ってる子どもさんのどんなふうに保</p>

事務局	<p>育されるか知らないけど、残りたいとか帰りたいなど思わすような関係になってくるじゃないですか。1時、2時に帰る子どもは寝てる間に帰ってしまうという、子ども同士のそういうものってすごく大事なのですよね。そういうのはどうなのですか、こども園に関して、子どもの気持ちというかね。</p> <p>私も実はその辺は子どもの気持ちになると、なかなか当初慣れないお子さんも出てくるのではないかなという懸念はしております。ただ、お子さんというのは割合順応性があるというか、居残りになれば居残りの子たちの一緒のコミュニティができる、そういったおつき合いもできてくるということで、大人が思うほどそのあたりの弊害っていうのは本当にあるのかなというの思っています。</p> <p>ただ上手い持っていき方といいますか、例えば午睡をしてる間に帰るということですが、午睡の部屋を分けるであるとか、教育標準時間以降には別の部屋をきっちりと確保して、残る子のための環境を確保するとか、いろんな配慮が一定必要になるのかなというふうに考えています。</p>
委員	<p>子どもは順応性があると言われるけど、小さいときに受けた心のダメージっていうのは大人になってから出てくるものなのですよ。そのときは出ないんですよ。思春期になってから出るものだとこのころをきちんと押さえて保育はしていただかないといけないと思うんですけど、認定こども園で気になるところは私はそういうところなのですよ。</p>
事務局	<p>認定こども園という制度を進めていく以上、お子さんの認定こども園にいらっしゃるときだけでなく、今後の就学後義務教育終わった後の人生においても悪影響が出ないように、そこはしっかりと研究をしていかなければならないと思いますし、まさに公立を残す1つの理由が就学期とのつなぎ、そのあたりのきっちりとした検証、その実践というところがまさに公立の役目かなと思っておりますので、認定こども園になりましても子どもたちへの影響を最大限考慮した制度にしていきたい、そういうような仕組みにしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>そうしましたら今言われたケースで言いますと、認定こども園になった場合、私たちはその内容について、こうして欲しいとか、こうしたほうがいいですよ、例えば2時で帰るお子さんがいてるといふのと、その後残る方がいてるといふクラスの中に混在するわけですよ。そういうときにこうして欲</p>

事務局	<p>しいということと言えるのかというところを伺いたいですけど。</p> <p>認定こども園の仕組みづくりについてはどういう方法をとっていかというのとは今後詰めていく課題なのですが、まずは我々事務職員だけではなくて、現場の声をしっかり聞きたいというふうに思っておりますし、その現場の声には当然保護者の方の声、あるいは子どもたちの実態、そういったものが反映されると思いますので、そういった仕組みづくりをこれからも考えていきたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>去年ですけど、九州だったと思うんですけど認定こども園を見に、視察に行ったのです。そのときに午前中でどうしても帰りたい言うお子さんはお母さんが連れて帰られるけど、最後の4時をめぐりに保育するって、2時で、途中で子どもたちが残る子と帰ってる子を分断するのではなくて、4時を目安として保育してますという園がありましたよね。その後は延長保育としてされてるというところもあったんです。私立園でしたけども、そういうところなんかもやっぱりいろいろ参考にされて、机の上で金勘定じゃなくて子どものためにどうなのかという園を作って欲しいなというふうに思うのです。そういうのぜひ研究していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>この計画は公立の再編整備ということですがけれども、その目的は何も経済的なことだけではなくて、子どもの最善利益を図ることが私どもの大きな課題ですし、そういうふうに認識しておりますので、しっかり研究させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、ただいまご意見のありました部分につきましては、事務局のほうで次回の会議までに整理して報告していただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、基本計画（案）の5. 市立施設の役割から資料編までを一括して説明していただきます。</p>
事務局	<p>それでは恐れ入ります、資料 5 の12ページをお開き願いたいと存じます。「5. 市立施設の役割」でございます。これまで1から4まで見てまいりましたように公立施設、あるいは私立施設の現状を見てきたわけなのですが、ここから市立施設の役割というのを検討しております。公立を残すのであれば、どういったような役割を果たすのかという観点です。資料編にもつ</p>

けておりますが、さまざまな答申の中身も汲みましてこの5点を列挙させていただきました。

まず1番目の項目でございますが、重度障がいなど特別な支援が必要な子どもの受入れでございます。言うまでもなく、障がいのあるお子さんについては公立であろうが、私立であろうが、ご本人がご希望する園で見えていただく、そういった体制を作っていくということが必要であると、それは言うまでもないことなのですが、特に重度障がいであるなど受入れに際して特別な支援等が必要な方については、民間園だけでは対応し切れないといったような場合もございますので、その場合のセーフティーネットとしての役割が市立の施設としては不可欠であるというふうに考えております。

次に(2)就学前教育の充実と小学校との円滑な接続のための取組みでございますが、こちらは先ほど認定こども園のお話の中で申し上げましたけれども、3歳以上の幼児教育というのが非常に重要な役割を果たしていると考えております。また、乳幼児期からの豊かな心情を育む保育というのも非常に重要な部分、まさにその就学前の保育や教育の質が、その後の学校に上がった後の学びに向かう力というのを養うために非常に重要であるというふうに考えております。特に、経済的に厳しい層ほど後々に与える影響が大きいと、質の高い就学前教育や保育を受けることで子どもの発達における格差を緩和できるという報告もございまして、そのような教育・保育の実現に向けた基礎研究、あるいは小学校と連携がしやすいといったような組織力を活かした実践といったことが、まさに公立である市立施設が果たすべき役割であるというふうに考えております。

また小学校との連携でございますけれども、今、「小1プロブレム」というような問題も言われております。その中で5歳児と1年生のこの差が非常に大きい、そこを何とか埋めようという取組みをしている町もございます。ですから、私どもの守口市のほうでも5歳児と1年生をしっかりと間をつなぐプログラム、5歳児の何月・何月、1年生の何月・何月という形でなだらかに移行できるような、そういう検証もしていくのも公立の重要な役割だというふうに考えております。

次に3番目の多様なニーズへの対応でございますけれども、例えば休日保育でありますとか、特定保育、これは週に決まった日何日間か保育が必要というような場合を想定しているのですがそういったもの、また病児保育など、ニーズ量そのものはさほど大きくはなくても、なかなかサービスのニーズとしては必要性の高いサービスで、私立の教育・保育施設だけでは必ずしも十分な対応をし切れないというものについては、市立の施設が一定の役割を果たすべきだということをおっしゃっております。

また(4)年度途中からの保育ニーズの受入れでございますが、右の13ページに掲載しておりますグラフがございまして、これを見ていただきますと

0歳児の年度途中のニーズというのが非常に高うございます。こちらをしっかりと見ていくというのも、年度の頭から空きを作って経営していくというのはなかなか難しい面もございますので、一定公立の役割というのもあると考えております。

次に、13ページの(5)地域における子育て支援でございますが、こちらは認定こども園になりますと、「地域での子育て支援という事業を必ずしなくてはならない」というふうになっております。したがって、非常にニーズの高い一時保育事業でありますとかあるいは在宅の子育てをなさっている家庭のあるいは未就園、まだ就園するには及ばない年齢のお子さんのご父兄から保護者の方のご相談にも応じられるようなそういった子育て相談事業等、実施をしていって、保護者の方のしっかりニーズに応えていきたい、そういったような役割も市立施設の役割としてあるというふうに認識しております。

次に、14ページをお開きください。6. 市立施設の再編に関する基本原則と留意点等でございます。こちらは、いよいよ市立施設の再編についての私どもの基本的な考え方を載せた部分でございます。

まず、(1)再編整備の基本原則でございますけれども、先ほどから、申し上げているように、この再編計画というのは経済的な理由からだけでやるわけではございません。もちろんその部分もないことはないのですが、やはり子どもの最善利益ということを目指したいと考えております。

そのためには、再編整備に関する原則をしっかりと市が持たなければならないと考えまして、1から5までをあげました。まず、基本原則1につきましては、教育・保育施設の市立の施設の数でございます、「教育・保育提供区域ごとに1施設」となっております。

教育・保育提供区域につきましては、昨年度策定をいたしました守口市子ども・子育て支援事業計画の中で、守口市の教育・保育提供区域を東部エリア、中部エリア、南部エリアの3つに設定するということが確定いたしましたので、結果といたしまして基本原則1を踏まえると市で3つの施設ということになります。

基本原則の2でございますが、「市立の特定教育・保育施設は1号定員、2号定員、3号定員の各利用定員を設ける幼保連携型認定こども園とする」と規定しております。こちらは、全ての施設で幼児教育の部分をしっかりと持っていきたいと考えておるところでございます。

基本原則の3でございますけれども、「市立幼保連携型認定こども園は、市立小学校と一体的な環境を保つよう努め新築により整備する」とあげさせていただきました。これも今までの答申や市教育委員会の方向性を示した文章などを見ますと、やはり小学校との連携がもっと進めていくべき課題として、再三にわたり書かれております。したがって、それが実現しやすい市立

の特性をフルに発揮した形、またお子さんや保護者の方にも喜んでいただけるよう、快適な新しい気持ちのいい空間で保育や教育を受けていただけるように新築により整備するという方針を打ち出しております。

次に、基本原則の4でございますが、「市立幼保連携型認定こども園においては、1号認定子どもにあっては3年保育を、2号及び3号認定子どもにあっては市内の私立保育園並みの延長保育を実施する」という方針を書かせていただきました。つまり、今まで、先ほどから見ておりましたように、市立の幼稚園は2年保育、また市立の保育所は11時間を超える延長保育がなかったということで、再三ご指摘いただいているような状況があったわけです。しかしながら、それは再編整備に伴って、しっかりとやっていくということで、民間の施設さんと同じ土俵でしっかりと市民の方から選んでいただくために公平な条件で整備をしていきたいと考えております。

次に、基本原則の5でございますけれども、「市立幼保連携型認定こども園は、障がい児や特別な配慮を必要とする子どものセーフティーネットとしての役割と小学校との円滑な接続を図るための先進的な調査研究と実践の場としての役割を果たす」と書かせていただきました。こちら、保育士や教諭の年齢層、あるいは経験値から申しますと、それを生かさない手はない、それを活かしてこそ初めて公立の値打ちが市民の方に知っていただける、また、その良さを享受していただけるというふうに考えますことから、この項目を入れさせていただきました。

次に(2)再編整備の留意点についてご説明を申し上げます。

市立幼稚園及び市立保育所の再編整備にあたりまして、保護者の皆様やあるいはお子様に戸惑いや不安を生じさせないためにこの5つの項目をあげさせていただきます。

①は、市立幼稚園及び市立保育所での教育・保育水準の継承でございます。先ほども、少し話が出ましたが、市立幼稚園では定員を4歳児で33名、5歳児を35名というのを見直して、30名定員といたしております。したがって、今後もこの教育部門について定員を設けるときには30名を超えないように1学級を編成するというのを継承してまいりたいと考えております。

また、15ページの上をご覧くださいなのですが、市立の保育所では、保育士1人に対する1歳児と3歳児の人数、職員のいわゆる配置基準と申しますけれども、それを国の基準より手厚くしてございます。1歳児については国基準の1対6に対して1対5にしておりますし、3歳児は国が1対20と規定しておりますが、本市では1対15というふうにしております。このようなサービス水準といえますか質の部分については幼保連携型認定こども園に移行しても、また民間移管にあたって職員配置に関する現行の水準を維持していくという方針でございます。

②の通園の利便性への配慮でございますが、当然再編整備をいたしますと、

通園圏が非常に遠くなったり、そういうことがございますので、その過渡期における通園バスというのを考えておりますし、その利用については負担軽減を図るという方針でございます。

③の市立保育所の在園児への配慮ということでございますが、平成27年度中に行う入所募集の際には、具体的な保育所名をまず明らかにして、どうなるのかということが、ちゃんとしっかりわかるようにお伝えをしたいというふうに思いますし、また、今在園されている方で4歳児と5歳児の方に関しては、小学校への移行にかかる非常に重要な時期ということで、今在園されている園で卒園できるように安定的な環境確保をしていきたいというふうに考えております。

④の民間移管に伴う十分な引継ぎの実施という項目でございますけれども、こちらは市立の保育所を、民間事業者の方に移管前に当該民間事業者様との十分な引継ぎ期間を設けると。具体的に申しますと、公立の運営の間に数か月以上の重複期間をとって、移管先が決定した民間の事業者さんから保育士さんなりに来ていただいて、公立がどういったような保育をしているのか、あるいはお子さん一人一人にどういった、「この子の場合にはこういう配慮が必要なんだ」ということをしっかりと伝えて、移管後に落差が生じたり、保育の質が低下したりということがないような引継ぎをするということでございますし、また、移管が終わった後も本市の職員が共同保育を行うことで出向いて行って、民間園でそういうチェックも含めてすることで一人一人の子どもへの適切な保育を継承する方策を講じるということでございます。

⑤幼稚園教諭、保育士その他の職員への研修及び資格取得に必要な措置についてでございますけれども、こちらは市立幼稚園あるいは保育所に勤務しております職員は、保育士、幼稚園教諭だけではなくて、看護師がいたり、保健師がいたり、技術職員もおりますので、そういった職員全てが認定こども園に移行するに際し、円滑にできるように必要な知識や技能の習得の研修、また必要な資格、そういったものの研修も含めて、しっかりと知識や経験を身につけていただけるような取組みを継続してやる。また障がいのある方や配慮を必要とする方の、そういう教育や保育に関する研究の取組みを継続的にすることによって、その蓄積を活かして守口市全体に広げていくための取組みをしていくというふうに考えています。

また、(3)でございますけれども、必要な人材の確保というのも、こちらでも非常に重要な項目になってまいります。現在職員数が非常に少なくなってきておりまして、非正規の職員で担っている部分も多くございます。市立の認定こども園の質を考えると、やはり保育教諭、いわゆる保育士や幼稚園教諭の確保というのが非常に重要になってまいりますので、そういった職種、それと、それ以外の児童の発達に関する専門的な職種、例えば臨床心理士ですとか、言語聴覚士といったようなものがあげられると思うのですが、

そういった専門職についてもいろいろな採用形態を考えながら、確保を図っていききたいという方針を触れさせていただいております。

次に、16ページをお開きください。こちらは、7. 再編の具体的計画ということで、この基本計画（案）の中で、非常に具体的な中身をはらんだものがございます。3つのエリアごとに1ページずつ記載しておりますが、まず東部エリアをご覧ください。

施設名称というのが一番左のところがございます。黒塗りで塗ってあるのが全て公立の施設でございます。平仮名が幼稚園、漢字が保育所です。上から見ていただきますと、例えば大久保保育所ですと平成29年度の年度末に閉園と、他の保育所、金田保育所についても、佐太保育所についてもそれぞれ平成29年度、平成28年度の末に閉園するという形です。

上からの3つ、とうだ幼稚園、おおくぼ幼稚園、にわくぼ幼稚園、この3つにつきましては、先ほどの資料の中でもございましたように、1学年が20名を切っているというところがございます。また、平成21年度以来、学年で20名を確保すると、それを満たさないのは適正な規模ではないというような教育委員会の方針もありますことから、ここは早期に統合するという計画でございます。しかしながら、統合はいたしましても一時統合園に集まっていたかまして、その間に新しい市立認定こども園を建設して、今いてるお子さんたちは入れませんが、その後入ってくるお子さんには立派ないい環境で教育・保育を受けていただくように努めたいと考えております。

梶保育所につきましては、平成29年度末で閉園をいたしまして、私立の認定こども園に、藤田保育所につきましては同じく平成29年度末に閉園して、私立の認定こども園にというふうになっておりますが、梶保育所のところだけ平成29年度に【仮設】というのがありますのは、梶保育所は今現在2歳から以上の年齢しか受入れができていません。4つの教室しかない、そこで認定こども園化をいたしますと、0歳児から5歳児まで6年間のお子さんを見ていただく必要がございますので、園舎も非常に老朽化しておりますので、その建替えもしていかないといけないということから、こういう仮設の時期を設けております。

17ページをお開きください。中部エリアでございます。

中部エリアにつきましては、3つの保育所と1つの幼稚園がございます。まず、西保育所でございますけれども、こちらは平成29年度末閉園で私立の認定こども園に移管をする計画を描いております。八雲東保育所につきましては、中部エリアの中でも、非常に東の端のほうになりますが、こちら閉園するものの、私立の認定こども園という形で存続をしていく計画でございます。やくも幼稚園につきましては、平成28年度末での閉園を予定しております。外島保育所につきましては、平成29年度から市立認定こども園として運営をする予定でございますが、暫定というふうにかかせていただいております。

ます。備考欄をご覧いただきたいのですが、「将来的には市立小学校と一体的な環境を保つよう努め、新築により整備する」と書かせていただきました。これは、この中部エリアで将来的に小学校の統合の計画が持ち上がったときに、その統合小学校と一体の環境を保って、設計なり、なんなりをしていて、そこで目指す基本原則にのっとった形の市立認定こども園を整備したいという思いから、平成 29 年度からは暫定的ですが外島保育所をその場として活用したいということでございます。

西保育所と、外島保育所と両方あるのですが、外島保育所のほうが建築年度が新しい建物でございますし、周りの空間も若干余裕があることから、こういったような選択を考えております。

恐れ入ります、18 ページをお開きください。南部エリアでございます。こちら、北寺方保育所については、私立の認定こども園として残し、大宮保育所については平成 28 年度末をもって閉園。とうこう幼稚園につきましては、平成 29 年度末をもって閉園。あおぞら保育所につきましては平成 28 年度から市立の認定こども園として運営を開始する、ただし、平成 28 年度及び平成 29 年度 1 号は 4 歳児、5 歳児のみの募集とさせていただきます、他の市立認定こども園と同様、3 年保育実施は平成 30 年度から予定してございます。

以上が具体的な計画の部分でございます。

次に、19 ページをお開き願いたいのですが、再編整備を推進する体制でございます。再編整備には、非常に多くの課題、また保護者の方々からのいろんな不安ですとか戸惑いもございますので、この (1)、(2) にあげている体制をとりたいと考えております。

1 つは、市立幼保連携型認定こども園への移行のための検討準備体制でございますが、幼稚園及び保育所の職員、保育士、幼稚園教諭が加わって、その実情をしっかりと反映して、議論をする、検討課題を整理していくといった準備体制を整えていきたいというふうに考えております。認定こども園化が南部エリアのあおぞら保育所、認定こども園が平成 28 年度からですので、すぐにも検討を始めたいというふうに考えております。

次に、(2) の三者協議会の設置でございますが、こちらは民間移管が決定いたしましたら、その移管先の法人の職員さんと市の職員、そして保護者の代表の方がともに協議する場として子どもたちに与える影響をなるべく最小限にするために知恵を出し合うという、そういう協議会を最近の事例ではたくさん設けております。本市におきましても、その設置をしていく必要があるもので、ここに書かせていただきました。

次に 20 ページをお開きください。本計画の進捗管理でございます。この計画は、冒頭にも申し上げましたように、民間の施設がどういったペースで認定こども園になれるのか、あるいは 2 号認定、3 号認定の定員をどういう

ふうにお持ちになるのか、また小規模保育施設等が今後どういうふうに展開していくのか、こういったいわゆる受け皿の部分に非常に大きく依存したものでございます。したがって、ここに書いておりますように3行目のところに、「保育を必要とする子どもの今後の増減」ですとか、「私立幼稚園、私立保育園の動向、利用定員の設定状況など、そういった環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて修正する」ということを打ち出しております。

(2) ですが、修正の場合の手続きでございます。微細な修正もあれば、非常に大きな修正もあろうかと存じます。そのうち、先ほどご説明申し上げました、再編整備に関する5つの基本原則、あるいは市立施設の統廃合の時期の前倒し、市立認定こども園の箇所数の削減、要は公立が減る場合です。または、市立認定こども園の設置場所の変更を行う必要が生じたときには、本すこやか幼児審議会のご意見を改めてお伺いする手続きをとらなければ修正できないという考え方でございます。

ちなみにこの設置場所につきましては、東部エリアにつきましては具体的にどこというのがまだ示せない状況でございますが、すこやか幼児審議会のご議論を踏まえて、いずれの場所が適しているのかということを決定した上で、その場所から変更するときは、この(2)に該当する場合として取り扱いたいというふうに考えております。

それでは、資料編の説明をさせていただきたいと存じます。

資料編には、1から7までの資料を入れてございますが、まず1. 教育・保育施設等に通う守口市在住子どもの状況というA4の横の表がございませう。いささか字が小さくて申しわけないのですが、何回も数値としてはいろんなところに出てまいります、0歳児から5歳児までの就学前、また1年生から6年生までの小学生が平成26年5月1日、去年これは子ども・子育て会議に出した資料なのですが、総計で1万3,116人いらっしゃる。そのお子さんがどういった施設に入所なり通学なりされているのかということを整理したものでございます。

次に、2. 各エリアの特性というところでございますけれども、3つの教育・保育提供区域でどういったような特性があるのかということのを、若干整理を試みた部分でございます。

まず、東部エリアでございますけれども、地下鉄の大日駅周辺というのが実は中部エリアに編入されているのですが、この3つのエリアの中で就学前子どもの人数が最も実は多い部分でございます。また、大日駅周辺の、特に2号認定子ども及び3号認定子どもにつきましては、東部エリアの施設に通う可能性が高いのではないかなというふうに考えております。

大久保小学校におおくぼ幼稚園が、藤田小学校にとうだ幼稚園が、庭窪小学校にわくぼ幼稚園がそれぞれ隣接して設置をされている状況。また、京

都守口線以北の幼稚園は市立のにおくぼ幼稚園のみであるが、4歳児は6名と、今現状になっているということ。また、比較的規模の大きい大久保保育所、藤田保育所が東部エリアに所在している。小規模保育事業を実施する施設が実は2か所で少ないといったようなこと。また小学校の統廃合、新校舎への供用開始が平成30年4月に予定されているといったような特性がございます。

中部エリアにつきましては、小規模保育事業が非常に充実をしております、5か所。全体で8か所あるのですが、そのうちの5か所が中部エリアに集中しているという特性があります。

南部エリアにつきましては、平成27年6月にあおぞら保育所が開設されたというところ。また寺方及び南保育所はそれに伴って閉園となりました。小規模保育事業を見ますと、1か所しか所在がないと。また、中学校の開校、小中一貫校の開校、平成30年4月には今現在あおぞら保育所のある場所に寺方小学校と南小学校の統合校が開校をする予定であるというような事情がございます。

それでは、次に、資料編の3の説明に入りたいと思うのですが、まず、3が「幼児の健全育成について」ということで、これはすこやか幼児審議会が平成12年7月に諮問を受けまして、平成13年3月に答申をされた内容でございます。基本的には官民同比率程度の保育所の配置にするといったようなことが答申をされております。

恐れ入ります、次に4、「本市の幼児教育における公立幼稚園のあり方について」という資料でございます。こちらは守口市幼児教育振興審議会で市立幼稚園の方向性に関して検討されたものです。中身といたしましては、望ましい市立幼稚園のあり方と今後の市立幼稚園の方向性ということを中心に8回までの審議がありまして、この答申が作成されております。市立幼稚園の立地条件を活かした小学校との連携やあるいは未就園児も含めて地域の子育て支援の中核的な役割を果たすこと、教職員の配置はベテランから若手まで、バランスがとれた適正なものになるよう、採用方法についても研究する必要があるといったようなことが訴えられております。また、教育的見地から、集団活動や園行事の活性化を考えた場合、1学年当たり少なくとも20名以上の園児数が必要であるといったようなこともうたわれております。

次に5番目の「公立幼稚園の運営に係る基本方針」でございますけれども、こちらも平成19年3月の市幼児教育振興審議会の答申を受けまして、教育委員会が平成21年3月に策定したものでございます。少なくとも20名以上が園の適正規模といったような方向性が示されております。

6番目の「公立幼稚園の適正規模に係る実施計画」ということでございますが、先ほど定員の見直しですとか、2園の廃園が打ち出されたというお話をさせていただきましたが、それがこの計画においてなされた内容でございま

<p>会長</p>	<p>す。</p> <p>最後に7.「幼児の健全育成について」ということで、当すこやか幼児審議会の答申をいただいたものがございます。平成23年3月24日にいただいた直近のものでございます。この答申では、市立保育所の運営経費が私立保育園の運営経費に比して、多大な負担となっていることや、市立幼稚園の定員充足率が40%を割る状況にあることなどが指摘され、また子育て支援センター等でさまざまな在宅子育て支援の一層の充実が求められております。</p> <p>また、同答申では今後の就学前児童、施設のあり方として、保育所については市立保育所よりも民間保育所を選択していることがうかがえ、市立保育所の適正規模の見直しと効率的な保育所運営を早急に検討すべきとされております。また、重度の障がいのある児童の受入れなどについては、今度とも市立保育所が積極的に担うべき分野であるとされております。</p> <p>一方、市立幼稚園については適切な集団教育、効率的な運営という観点から、施設規模及び学級数の適正化を図る取組みの一層の迅速な対応が強く求められるとされたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後7時58分 休憩 午後7時58分 再開</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>14ページの再編整備に関する5つの基本原則というのがありまして、基本原則の1で、地域を3つに分けるといようなことで、後の資料を見ましても、あまり土地勘がないものですから、地図がないと、どこの保育所がどこにあって、幼稚園がどこにあってというのが、全くわからないんですね。どこの地域にいくつの保育園がなくなるのかというあたりも、ちょっとビジュアル的にいただきたいんですけども。資料はありますか。この中に入っているのですか。</p> <p>これは守口市子育てマップと、これでだいたい説明がつくのですか。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>今現在、資料につきましては、そこに入れさせていただいております。</p> <p>これだと、どれぐらい時間がかかって、距離がどれぐらいあるかというのはちょっとわかりにくいですので、距離と行くまでの時間を入れたものを作っていたかと非常にわかりやすいので、その資料はいただけますでしょうか。</p>

事務局	<p>か。</p> <p>委員ご指摘の資料ですが、エリアごとに分割して、全部エリア内で見ますとかなり細かくなって見にくくなると思いますので、見やすい形で作成をさせていただきます。</p>
会長	<p>次回、までにそれを作成していただきますように。</p>
事務局	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>委員、それでよろしいですか。</p> <p>事務局の説明は終わりましたのですが、時間も押してきておりますので、本日の審議会はこれまでとさせていただきます。次回に先ほど説明いただきました分についての質疑応答、そして前半の資料提供等について事務局側からいただきたいと思います。</p> <p>それでは、今後の日程につきまして、事務局より説明を受けたいと思います。</p>
事務局	<p>今後の会議日程でございますけれども、次回第2回審議会につきましては、7月20日祝日の月曜日の午後2時から同じくこの会場で行いますので、また後日通知を送らせていただきます。</p> <p>第3回及び第4回につきましては、8月上旬、だいたい3日から7日の週と、お盆明けの週の前半ごろ、または翌週の24日以降の週に開催させていただければと考えております。早急に調整して、ご連絡を差し上げたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>本日の案件は、審議会につきましてこれをもって終了いたしたいと思えます。これをもって審議会は閉会をいたします。</p> <p>本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>